

学校法人会計について

学校法人の目的は、学校を運営して教育・研究等の諸活動を遂行することであり、営利や利潤の追求を目的とする企業の会計とはその性質が異なります。

企業会計では、売上と費用から利益を明らかにすることが求められていますが、学校会計では、収入をいかに効率的かつ適切に教育・研究等の諸活動に充当したかを明らかにすることが求められています。

学校法人の目的もさることながら、学校法人の収入の大部分が、学生生徒等納付金や国や地方公共団体などからの補助金等で成り立っていることから、在學生や保護者をはじめステークホルダーに対し、財務状況および財政状態を開示、説明する必要があります。

このため、学校法人では、「学校法人会計基準」に基づき会計処理を行い、財務計算に関する書類（「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」）を作成することが義務付けられています。